

奈良県介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者 業務管理体制確認検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の33、第115条の34の規定及び「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定及び「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査方針」（平成27年3月13日障発0313第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する確認検査（以下「検査」という。）について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査方針

検査は、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）の規模並びに法人種別等に応じた適切な業務管理体制の整備状況を、そのプロセス・チェック（方針の策定、内部規定及び組織体制の整備並びに評価及び改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認する行為をいう。）に重点を置いて的確に検証し、問題点が確認された場合においては、その問題点に対する介護サービス事業者等の認識を確認し、介護サービス事業者等が自ら業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けするとともに、事実関係の的確な把握を前提に、必要に応じて行政上の措置を行うことを方針とする。

また、検査の実施に当たっては、指定事業所等の指定権限を有する市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第3 検査対象

検査は、介護保険法第115条の32第2項、障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項及び児童福祉法第21条の5の26の規定により、奈良県知事に対し、業務管理体制の整備に関する事項の届出を行った介護サービス事業者等（介護保険法第115条の32条第4項、障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項及び児童福祉法第21条の5の26第4項の規定による届出を行った介護サービス事業者等を除く。）を対象とする。

第4 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、次により実施するものとする。

ア 報告の徴収等

(ア) 書面検査

届出事項の内容及び運用状況について、書類等の提出により報告を求め確認する。

(イ) 改善報告書の提出等

(ア) の書面検査による報告内容に不備が認められた場合又は内容が不明瞭な場合には、原則として、当該介護サービス事業者等又は当該介護サービス事業者等の従業者に出頭を求め運用状況を聴取し、状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。

(ウ) 実地検査

(ア)、(イ)については、その順序に拘わらず、「奈良県介護保険施設等指導実施要綱」及び「奈良県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」に基づく実地指導時等に書類等の提示を求め実施しても差し支えない。

イ 事業者本部等への立入検査

ア(イ)において改善が見込まれない場合には、当該介護サービス事業者等本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

ア 一般検査

検査対象介護サービス事業者等について毎年度当初に実施計画を策定するとともに、当該検査対象介護サービス事業者等の指定事業所等の指定権限を有する市町村に情報提供し、必要に応じて調整を図る。

イ 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した介護サービス事業者等を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者等に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」及び「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査方針」を踏まえ実施するものとする。

(4) 報告

ア 検査担当職員は、検査終了後速やかに、その検査結果について報告書を作成のうえ、福祉医療部長に対し報告するものとする。

イ 立入検査の場合は、アによるほか、関係部署の責任者（関係課長等）で構成した検査会議に報告するものとする。

(5) 検査会議

検査会議では、上記（4）イで報告された内容を審議し、行政上の措置等について検討するものとする。

3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者等に対し、文書で通知するものとする。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

勧告を受けた介護サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

(2) (1)の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

(3) 介護サービス事業者等が上記（1）イの命令に違反したときは、文書で関係中核市の長及び関係市町村長に通知するものとする。

(4) 中核市の長及び市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった中核市の長及び市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者等の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定権者である中核市の長及び市町村長に対しても文書で通知するものとする。

4 その他留意点

(1) 上記1（1）の一般検査において、介護サービス事業者等が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者等の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者等本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

- (2) 検査実施方法については、指定事業所等の指定権限を有する中核市の長及び市町村の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、検査等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

平成28年9月1日一部改正。

平成30年5月9日一部改正。

令和2年6月11日一部改正。

令和6年3月31日一部改正。